

# HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

## 今月の視点

### 企業版ふるさと納税

#### 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

企業版ふるさと納税では、国認定の地方自治体事業に寄附を行うと、寄附金の最大約9割が寄附法人の税負担の軽減(損金算入と税額控除)になります。

企業版ふるさと納税では、個人版ふるさと納税の返礼品のような代償としての経済的な利益の供与は禁止です。

#### 経済的利益享受を必ずしも否定はしない

でも、内閣府の企業版ふるさと納税Q&Aによると、寄附企業やその関連企業が寄附活用事業など自治体が取扱う事業の契約相手となることは、入札・契約上の公正なプロセスを経た上であれば、問題なしと解説しています。

それだけでなく、令和2年10月からは、寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として、寄附をした企業の従業員を採用することを前提に、地方自治体に寄附をする、企業版ふるさと納税(人材派遣型)すら創設されています。人材派遣型ふるさと納税の最大の特徴は、派遣した従業員の給与がふるさと納税寄附金から拠出される点です。

#### 地域再生計画の内閣総理大臣認定取消し

ところが、内閣府は、企業版ふるさと納税を利用した事業で、内閣府令が禁じる寄附に対する利益供与に当たると判断し、2024年11月22日に福島県国見町への地域再生計画を取り消しました。

その企業寄附は、グループ企業の計3社から計4.3億円、町は寄附を原資として新事業を企画し受託会社を公募、寄附社のグループ企業1社のみが応募し受託、開発製造はそのグループ内の他企業に委託となっていました。この事案で、寄附金が寄附グループ内に還流する構図が問題視され、町議会は百条委員会を設置して調査し報告書を公表、町も第三者委員会を設置し、報告書をまとめていた、という経緯でした。

#### 自治体の執行の改善と企業リスクの回避

今年の税制改正は、問題の所在を寄附活用事業の実施における不透明性だったとして、寄附受領団体の報告書の提出を義務付けることによる執行上のチェック機能の強化を盛り込みました。

認定取り消しとなると、企業版ふるさと納税による最大9割の税負担減少の効果が消失します。しかし、そういうリスクを恐れて企業が寄附を見送る傾向が強くなると、企業版ふるさと納税を企業から遠ざけることになります。

事後取消しは困ります。予測可能性の確保に配慮してほしいですね。



## 届出をしたのに支給はゼロ 事前確定届出給与の不支給

### 「事前確定届出給与」とは？

3月決算の株主総会のシーズンになりました。「事前確定届出給与」を検討している会社も多いのではないのでしょうか。

「事前確定届出給与」とは、損金算入できる役員給与の類型の一つ。事前に役員別の支給日・支給金額を記載した「事前確定届出給与に関する届出書」を税務署に提出し、その届出通りに支給された場合に損金算入が認められるという制度です。会社が役員に賞与を支給したいときに、総会等の決議を取った上で用いられます。届出の提出期限は、次のいずれか早い日となります。

- ①株主総会決議日（又は職務執行開始日）から1か月を経過する日
- ②期首から4か月を経過する日

### 実際に届出通りに支給しない場合はNG

この場合、届出額と実際の支給額が異なる場合には、支給額は損金算入できません。届出額との差額は未払の状態だという主張は通らないでしょう。ただし、役員の職制上の地位の変更や、職務に重大な変更がある場合（臨時改定事由）、会社の経営状態が著しく悪化した場合（業績悪化改定事由）には、変更届出書を出すことができます。

### 届出をしたのに全く支払わなかった場合

ここで問題となるのは、届出は出したけれども、実際は全く支給しなかったケースです。支給がなければ、否認する金額もゼロですが、懸念事項があります。株主総会等で決議をしている限り、法人には給与の支給義務があるという考え方があるのです。この場合、税務の仕訳では、役員給与と給与債務の免除益が両建てとなります。

(役員報酬) × × × (未払金) × × ×  
(未払金) × × × (債務免除益) × × ×

上記の役員給与は、実際の支給がないため、「事前確定届出給与」に当たらず、損金不算入となるのでは？ということです。

### 支給時期「前」に辞退しておくべき

この対策として、支給時期の到来前に臨時株主総会等で不支給の決議を取り、受領辞退することが考えられます。役員給与が損金不算入とされても、法人税の通達に「未払給与を支払わなかった場合の特例」があり、一定の場合には、債務免除益は益金不算入とする取扱いがあります。所得税の通達にも、受領辞退をした場合、給与課税は行わないという取扱いがあります。



損金算入が認められないリスクを考えると、なかなか決められないなあ

## 具体的な資料と説明の準備を！ 棚卸資産の評価損

### 季節商品（シーズナル商品）とは？

特定の季節に売れる商品のことを季節商品（シーズナル商品）といいます。例えば、夏には、クーラーや水着が売れ、冬には、暖房機器や防寒着が売れます。新生活が始まる時期には、キッチン用品やインテリア、生活家電が売れます。このような商品は、需要が短期間に集中するため、時機を掴めば、大きな利益を得ることができます。一方で、売れ残れば、不良在庫を抱え、商品も「流行遅れ」となり売れなくなります。

### 税務上棚卸資産の評価損が認められる場合

法人税法では、資産の評価損は原則として、認められていません。ただし、時価が50%以上下落しており、一定の事実（物損等の事実）がある場合には、損金経理を要件に、時価までの評価損が認められています。棚卸資産の場合には、次の事実がある場合に、評価損の計上が認められます。

- ① 災害により著しく損傷したこと
- ② 著しく陳腐化したこと
- ③ ①又は②に準ずる特別な事実

③は、破損、型崩れ、たなざらし、品質劣化により通常の方法により販売ができないケースが当たります。単なる物価変動、過剰在庫、建値の変更による価格低下は、該当しません。時価が今後回復しないというレベルの状態であることが求められます。

はやらなくなった、機種がモデルチェンジをしたというだけでは、認められません。

### 具体的な資料と説明の準備が必要

そのため、通常の価額や方法で販売できないとする根拠となる具体的な資料と合理的な説明を準備しておく必要があります。

#### <陳腐化が生じている場合>

商品の売れ残りについては、過去の売れ残り商品の販売実績などが根拠資料となります。形式・性能・品質等が優れた新製品が発売されたことによる陳腐化の場合、新製品発売後の旧製品の過去の販売実績、値下げした場合の自社の販売計画、チラシ・HPの印刷・カタログ等を保存しておきます。

#### <品質劣化等の場合>

写真を撮り、報告書を作成するなど、期末時点の物理的な劣化等の状況を、後から確認できるようにしておきます。

#### <時価の算定根拠>

販売店の価格表や他社の価格動向がわかるもの（チラシ・HPの印刷等）で、時価に合理性、客観性があることを示しましょう。



おしゃれのスタイル  
は常に進化していく  
ので、追いつくのが  
大変ね



## 今月の法律情報 ① 弁護士 湯原 伸一

従業員・元従業員からの内容証明郵便を受け取った場合の初動対応（第2回）

### 【質問】

当社の元従業員が、突然内容証明郵便を送りつけてきました。  
色々な感情が湧き上がってくるのですが、今後どのように対応すればよいのでしょうか。

### 【回答】

前回は、従業員・元従業員が内容証明郵便を送付してくる目的や動機、今後予想される事態などについて解説しました。

今回は受領した直後の初動対応について検討します。

### 【解説】

#### 1. 受領した直後に確認すべき事項

内容証明郵便は、代表者・社長宛で送付されてくることが多いことから、会社・事業者によっては、社長宛の手紙を勝手に開封することはNGであるとして、受領しても社長が見るまではそのまま放置するといった社内対応をとるところもあるようです。

しかし、前回解説した通り、内容証明郵便は差出人の強い意向が示された文書であることから、たとえ代表者・社長宛であったとしても、社内担当者が開封し、中身を直ぐに確認するという体制を構築しておくべきです。

次に、開封後、文書内容を確認した上で、次の事項を整理することがポイントです。

- ・内容証明郵便の受領日（郵便局員より受け取った日）
- ・差出人（従業員本人 or 弁護士等の代理人なのか）
- ・回答期限（本書受領後7日という記載であれば、具体的な日付の特定）
- ・差出人の要求事項（金銭要求であれば具体的金額など）
- ・要求するに至った原因（ハラスメントの指摘など）

ところで、内容証明郵便が送付されてくるということは、会社・事業者にとっては不都合なことが記載されているので、それなら一層のこと内容証明郵便を受領しない（受け取りを拒否する、郵便局保管期間内に取りにいかない等）という対応を取った方がよいのではないかと考える方もいるかもしれません。

ただ、執筆者個人としては、このような対応はお勧めすることができません。

なぜなら、内容証明郵便を受領しないということは、受領者（会社・事業者）において交渉の余地なしという態度を示したことにほかならず、差出人はより強い（会社・事業者にとって不利益な）手段を講じることになってしまいかねないからです。

一般的に労使紛争は、協議による解決を模索することが、会社・事業者の時間、労力、お金の負担を最小限に抑えることができます。わざわざ会社・事業者において、負担増加を招く選択をすることは得策ではありません。

## 2. 事案別の確認すべきポイント

### ①未払い賃金（残業代）の請求

差出人（従業員・元従業員）が要求する未払い賃金額が具体的に書いてある場合、その算出方法が記載されているかを確認する必要があります。

もし算出方法が記載されていない場合、差出人に対し算出根拠を照会することが初動対応となります。なお、内容証明郵便とは別に算出方法に関する資料が普通郵便等で送付されてくることがありますので、別郵便がないか確認したいところです。

一方、差出人は未払い賃金があると指摘するのみで、算出するための資料を提出するよう要求している場合、原則的には算出のための資料（タイムカード、日報など）を準備し、提出することが初動対応となります。なお、資料を提出しなければ、差出人は算出ができないのではないかと考える会社・事業者もいるかもしれません。しかし、資料提出を不当に拒絶した場合、慰謝料支払いの対象になるという裁判例が存在しますので、提出しないという選択肢はお勧めできるものではありません。

### ②ハラスメントによる慰謝料（損害賠償）請求

ハラスメントが行われた具体的な日時、場所、加害者、行為態様、目撃者の有無など具体的な事実関係が記載されているかを確認する必要があります。

もし具体的な事実関係について記載がない場合、差出人に対し、時系列にそって 5W1H 形式で特定するよう返答するのが初動対応となります。

一方、具体的な事実関係が記載されている場合、社内調査に要する時間を考慮しながら、差出人に対し、いつまで調査がかかるのか見込み等について返答するのが初動対応となります。

### ③不当解雇を理由とする復職請求

解雇理由について具体的な記載がされているかを確認する必要があります。

もし具体的な記載がされていない場合、そもそも会社・事業者として解雇を行った事実があるのか、解雇を行った事実があるとして、いつ、どこで、誰が、どのような理由で、どのような方法を用いて解雇を伝えたのかを会社・事業者で調査することが初動対応となります。なお、会社・事業者において解雇した事実がないのであれば、その旨を差出人に回答することになりますが、合わせて今後の処遇をどうするのか決めておく必要があります。

一方、具体的な解雇理由等が記載されている場合、解雇は正当と言えるのか、証拠はそろっているのかを調査することが初動対応となります。

## ■創業3年未満の事業者向け補助金のご案内

今回は創業から3年未満の事業者のみが申請できる補助金「小規模事業者持続化補助金(創業型)」について解説いたします。

### 【対象者】

①創業から3年未満の事業者(個人・法人)

※ただし、法人成りを行っている事業者は創業時から起算して3年未満である必要があります。

②各自治体の「特定創業支援等事業」による講習を全4回以上受講し、証明書の発行を受けた事業者

※申請前に受講している必要があります。各自治体によって開催スケジュールが異なり早めに準備する必要があります。

### 【業種ごとの従業員数の上限】

業種区分ごとに従業員数規制があるため、下記要件を満たす必要があります。

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く) | 常時使用する従業員の数 5人以下  |
| サービス業のうち宿泊業・娯楽業     | 常時使用する従業員の数 20人以下 |
| 製造業その他              | 常時使用する従業員の数 20人以下 |

※代表、役員の方はカウントしません。

※いわゆる短時間労働者(パート・アルバイト)の方は一定の要件を満たせばカウントしません。

### 【補助対象となる項目】

| 補助対象経費科目   | 活用事例                              |
|------------|-----------------------------------|
| ①機械装置等費    | 補助事業の遂行に必要な製造装置の購入等               |
| ②広報費       | 新サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等         |
| ③ウェブサイト関連費 | ウェブサイトやECサイト等の開発、構築、更新、改修、運用に係る経費 |
| ④展示会等出展費   | 展示会・商談会の出展料等(オンラインによる展示会・商談会等を含む) |
| ⑤旅費        | 販路開拓(展示会等の会場との往復を含む)等を行うための旅費     |
| ⑥新商品開発費    | 新商品の試作品開発等に伴う経費                   |
| ⑦借料        | 機器・設備等のリース・レンタル料(所有権移転を伴わないもの)    |
| ⑧委託・外注費    | 店舗改装など自社では実施困難な業務を第三者に依頼(契約必須)    |

※ただし、③ウェブサイト関連費については制約条件が非常に厳しく、認められた場合でもわずしか補助金がでません。そのため、「HPを作りたい、WEB広告を打ちたい」などという目的で活用することはほぼ不可能な状況です。

### 【補助金額】

補助上限額：200万円

補助率：3分の2

(例)総額150万円の機械設備を購入した場合は、その3分の2の100万円の補助

(例)総額500万円で店舗改装を行った場合は、上限の200万円補助

詳細についてはお気軽にお問い合わせください。